

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和7年8月7日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

1 入札に付する事項

(1) 番号	病第2025024号
(2) 件名	新潟市民病院診療費クレジットカード納付に伴う指定納付受託業務
(3) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(4) 契約の条項を示す場所	新潟市民病院事務局医事課
(5) 入札日時・場所	令和7年9月4日 午後2時 新潟市民病院 本館3階 301中会議室
(6) 履行期間・履行場所	令和7年11月24日から令和8年3月31日まで 新潟市民病院
(7) 入札方式	入札は、クレジットカードの加盟店手数料率（小数第三位まで）で行います。
(8) 入札保証金	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第10条第2号に該当する場合免除。
(9) 入札を無効とする場合	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(10) 入札を中止とする場合	新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。

(1 1) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合があります。
(1 2) 契約保証金	新潟市民病院契約規程第 1 条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第 3 3 条及び第 3 4 条の規定によります。
(1 3) 予定価格（手数料率）	公表しません。
(1 4) 最低制限価格（手数料率）	設けません。
(1 5) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2 入札参加資格の要件

- (1) 入札日時点において、新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第 2 の 9 の措置要件に該当しない者
- (5) 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること
 - ア. 直近 2 か年において、自己資本比率（株主資本（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計から自己株式を引いたもの）及びその他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金、為替換算調整勘定等の合計）の合計）を資産の部の合計額で除した比率）が 4 % を下回っていないこと
 - イ. 直近 2 か年において、流動比率（流動資産を流動負債で除した比率）が 1 0 0 % を下回っていないこと
- (6) 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること
- (7) 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること
 - ア. 経営陣の役職、氏名及び役割が明確であること
 - イ. 令和 2 年 4 月 1 日以降、国又は地方公共団体において、指定納付受託者としてクレジットカードによる決済業務の履行実績を 2 件以上有すること
- (8) コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること
 - ア. コンプライアンスに関する規定が策定されていること
 - イ. コンプライアンスに関する責任者が明確であること

ウ. コンプライアンスに関する教育が行われていること

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（様式第1号） 1部
営業実績調書（様式第2号） 1部
上記調書に添付する資料 各1部
- (2) 提出先 新潟市民病院事務局医事課
新潟市中央区鐘木463番地7
電話 025-281-5151（代表）
- (3) 提出方法 持参
- (4) 申請期限 令和7年8月27日
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。提出は、入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

- (1) 様式 様式第3号に準じて作成してください
- (2) 提出期限 令和7年8月22日
- (3) 提出先 新潟市民病院事務局医事課
新潟市中央区鐘木463番地7
FAX 025-281-5508
- (4) 提出方法 持参またはFAXとします
- (5) 回答日 令和7年8月26日まで
- (6) 回答方法 個別にFAXにて回答するほか、院内掲示板及び当院ホームページへ掲載します
- (7) その他 電話での受付は一切行いません
質疑書には、返信用FAX番号を記入してください

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状（様式第4号）を提出してください。

- (5) 入札は、クレジットカードの加盟店手数料率（小数第三位まで）で行います。入札者は、別紙仕様書に定める業務の履行に係る一切の経費を手数料率に含め記載した入札書（様式第5号）を提出してください。なお、入札手数料率の訂正は無効とします。
- (6) 予定価格（手数料率）の制限に達した入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者は、再度入札に参加できません。
- (7) 予定価格（手数料率）の制限の範囲内で最低の手数料率を提示した者が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

6 落札者の決定

有効な入札書を提示した者であって、予定価格（手数料率）の制限の範囲内で最低の手数料率をもって入札した者を落札者とします。

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

様式第1号

一般競争入札参加申請書

令和7年 月 日

(宛先) 新潟市病院事業管理者

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話

)

(FAX番号

)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、申請します。

記

公告年月日	令和7年8月7日
番号	病第2025024号
件名	新潟市民病院診療費クレジットカード納付に伴う指定納付受託業務

営業実績調書

令和7年 月 日

(ふりがな) 名称			
事業所の 所在地	〒		
代表者の 役職・氏名			
自己資本比率 等	自己資本比率	[前期] _____ %	[前々期] _____ %
	流動比率	[前期] _____ %	[前々期] _____ %
業務に関する 実績	令和2年4月1日以降、国又は地方公共団体における 指定納付受託者としての履行実績（2件以上）		
	国又は地方公共団体の名称	指定年月日	
		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	
添付資料	<input type="checkbox"/> 直近2か年分の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの <input type="checkbox"/> 現在の組織・人員体制・就業内容を示す書類 <input type="checkbox"/> コンプライアンスポリシー又はこれに準ずるものが記載された書類 <input type="checkbox"/> プライバシーポリシー又はこれに準ずるものが記載された書類		

様式第3号

質 疑 書

令和7年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者)

(FAX番号)

1 番 号 病第2025024号

2 件 名 新潟市民病院診療費クレジットカード納付に伴う指定納付受託業務

質 疑 事 項

様式第4号

委 任 状

(宛先) 新潟市病院事業管理者

令和7年 月 日

私は、次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者

住 所

氏 名

㊞

受 任 者

氏 名

㊞

記

件 名 新潟市民病院診療費クレジットカード納付に伴う指定納付受託業務

入札書

令和 年 月 日

新潟市病院事業管理者 様

住所

氏名 ⑩

受任者 ⑩

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のうえ
入札いたします。

入札手数料率	%	※小数第三位まで記入してください。
履行期間	令和7年11月24日から令和8年3月31日まで	
履行場所	新潟市民病院	
番号	病第2025024号	
件名	新潟市民病院診療費クレジットカード納付に伴う指定納付受託業務	

様式第5号

入札書

令和 7 年 X 月 X 日

新潟市病院事業管理者 様

(※1)

住所 ○○県○○市○○区○○
 ○丁目○番○号 (社印)
 氏名 △△株式会社
 代表取締役 ○○ ○○ (代表者印)

受任者 ○○ ○○ (印)

●代表者本人が入札する場合は記入しません。
 ●委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印します。

新潟市民病院契約規程及びこれに基づく入札条件を承認のうえ
 入札いたします。

●入札手数料率は、小数第三位まで記入してください。

入札手数料率	X. XXX	%	※小数第三位まで記入してください。
履行期間	令和7年11月24日から令和8年2月31日まで		

様式第4号

委 任 状

(宛先) 新潟市病院事業管理者

令和7年 X 月 X 日

私は、次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 (※1)

住所 ○○県○○市○○区○○
 ○丁目○番○号 (社印)
 氏名 △△株式会社
 代表取締役 ○○ ○○ (代表者印)

受任者
 氏名 ○○ ○○ (印)

受任者印は同一の印

届出済みの使用印(※2)

(※1)新潟市入札参加資格登録において登録している所在地、名称及び代表者名を記載してください。
 (※2)新潟市入札参加資格登録において「使用印鑑届」で届け出ている社印、代表者印を押印してください。
 (社印を届け出していない場合は代表者印のみ)

新潟市民病院診療費クレジットカード納付に伴う 指定納付受託業務仕様書

新潟市民病院（以下「甲」という。）での、新潟市病院事業使用料及び手数料条例、及び施行規程その他の例規等で定めるもの（以下「診療費等」という。）の納付を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定に基づく指定納付受託者により行うこと（以下「クレジットカード納付」という。）について、本仕様書に基づき履行するものとする。

1 目的

甲における診療費等のクレジットカード納付について、本仕様に基づき甲と契約を締結する指定納付受託者（以下「乙」という。）が患者等の納入義務者の委託を受けて甲へ納付することを目的とする。

2 実施場所

- (1) 施設名 新潟市民病院
- (2) 所在地 新潟市中央区鐘木463番地7

3 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行期間 令和7年11月24日から令和8年3月31日まで

5 加盟店契約料 無料

6 対象

本仕様に基づく契約におけるクレジットカード納付ができる歳入は、診療費等を対象とする。

7 取扱いクレジットカードブランド

病院のクレジットカード納付において使用出来るクレジットカードのブランドは、VISAカード、MasterCardが取り扱い可能であることとする。
ただし、契約書第5条第3項及び第4項に基づいて追加、変更することができる。

8 実施内容

- (1) 乙は、クレジットカードの利用金額の全額から、クレジットカードの利用金額に本契約に定める手数料率〇.〇〇〇%を乗じて得た額の加盟店手数料（手数料率を乗じて

発生した1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。)を差し引いた金額を、甲のあらかじめ指定した金融機関口座(以下「指定口座」という。)に振り込むこと。なお、振り込み時に発生する手数料は乙の負担とする。

(2) 前号の振り込みに当たっては、各月の末日を締日とするものとし、乙は甲に、翌月の末日(金融機関の休業日の場合は前営業日)までに、指定口座に振り込み、日ごとのクレジットカードの利用金額(売上額)、利用件数及び手数料額がわかる明細を作成し甲に提出すること。

(3) 納入義務者の支払方法は1回払い、分割払い、リボルビング払いとする。

9 履行届書の提出

乙は、第8項で規定する振り込みの日から1週間以内に、本業務の成果に関する報告書(以下「履行届書」という。)を甲に提出しなければならない。なお、提出締切日が休日の場合は前営業日までに提出すること。

10 検査

甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について検査を行うものとする。甲が必要と認めるときは、検査に乙を立ち合わせることができるものとする。

11 クレジットカード納付に使用する端末機等の設置及び仕様

(1) 導入台数・設置場所

ア 自動精算機5台 グローリー社製F F H-710
(医事課4台、急患外来1台)

イ 端末機3台 パナソニックコネク社製J T-V T10/J T-V C10
(医事課総合受付2台、急患外来受付兼入退院受付1台)

(2) 自動精算機及び端末機は、暗証番号入力が必要とする。ただし、自動精算機でタッチ決済をする場合は、暗証番号入力を不要とする。

(3) 乙は、甲が別途契約するクレジットカードブランドを取り扱う業者(以下「幹事業者」という。)が設置する端末機を使用すること。運用にあたり、幹事業者と協議し、業務に支障のないよう調整を図ること。

12 業務責任者等の指定及び通知

甲及び乙は、乙が本契約の履行に着手する前に、本業務の指揮監督を行う部署及び職員(以下「業務責任者」という。)及び本業務の実施に関して連絡及び調整を行う窓口となる部署及び職員(以下「主任担当者」という。)をそれぞれ定め、書面により相手方に通知するものとする。業務責任者及び主任担当者を変更したときも同様とする。

1.3 業務体制等の届出

- (1) 乙は、本契約の履行に着手する前に、本業務を行う業務体制を、甲に書面により提出し、業務を行う部署及び連絡先を明確にしなければならない。部署及び連絡先に変更があった場合も同様とする。
- (2) 甲は、乙に対して乙所定の事項を、乙所定の方法により事前に提出しなければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。

1.4 第三者への委託

- (1) 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。
- (2) 乙は、甲が本契約に係る業務の一部を、本契約外の第三者に委託することを承認するものとする。

1.5 利用広告

- (1) 本契約に係る業務の開始に当たっては、乙は、自らの負担により、クレジットカード利用者向けの案内標識等を適宜用意すること。
- (2) 乙は、甲におけるクレジットカードの利用取扱いについて、新聞等のマスコミに対して通知、広告掲載等を行う場合は、事前に甲の承認を得ること。

1.6 書類等の検査

甲は、業務に関する証拠書類その他関係書類を検査することができる。また、甲の請求があった場合、乙は検査に必要な書類を甲に提出しなければならない。

1.7 業務準備

クレジットカード納付を行うにあたって、乙は事前に甲の職員及び甲が業務委託する者等の間で、納付業務及び自動精算機の設定等のクレジットカード納付に必要な事項に関して、詳細な検討及び調整を行うものとする。

1.8 教育研修

乙は、クレジットカード納付を行うにあたって、甲の要請により、甲の職員及び甲が業務委託する者等に対して、クレジットカード納付に必要な端末機の操作指導等の教育・研修を行うものとする。

1.9 運用支援

乙は、甲の行うクレジットカード納付の運用について、甲の職員及び甲が業務委託する者等からの疑義及び事故発生時等の問い合わせに24時間365日対応できる体制を取

るものとする。

20 個人情報の保護

乙は、業務上知り得た個人情報について、別記「個人情報取扱特記事項」により取扱うこととする。

21 情報セキュリティポリシーの内容の遵守

甲及び乙は、本契約を遂行するにあたり、新潟市情報セキュリティポリシー及び新潟市民病院医療情報セキュリティポリシーの内容を遵守しなければならない。

22 その他

- (1) 乙の定める加盟店規約は、本仕様書とその内容を異にする事項については効力を有しないものとする。
- (2) 本仕様書及び加盟店規約に定めのない事項並びに疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定することとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務を実施するにあたって知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、業務を実施するにあたって個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、業務を実施するにあたって知り得た個人情報の漏洩、紛失、滅失、毀損、改ざん及び不正アクセスの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務を実施するにあたって知ることのできた個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の持ち出し)

第7条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の書面による承諾なしに病院外に持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡され、又は、乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第10条 乙は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙が業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第12条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第13条 甲は、乙が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

新潟市民病院診療費クレジットカード納付に伴う 指定納付受託業務契約書

新潟市民病院（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲での、新潟市病院事業使用料及び手数料条例、及び施行規程その他の例規等で定めるもの（以下「診療費等」という。）の納付を、指定納付受託者による納付（以下「クレジットカード納付」という。）とすることについての取扱いを定め、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲におけるクレジットカード納付について、乙を指定納付受託者として指定し、乙が納入義務者の委託を受けて甲へ納付することを目的とする。

（指定納付受託者の指定）

第2条 甲は、乙を地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定に基づく指定納付受託者に指定する。

（対象）

第3条 本契約におけるクレジットカード納付ができる歳入は、甲の診療費等とする。

（契約期間）

第4条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

2 甲及び乙は、必要と認めるときは、書面をもって相手方に通知し、本契約の全部もしくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、本契約の履行期限及び手数料を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、定める。

3 甲又は乙が、3か月以上の期間をもって、書面により本契約の解約を相手方に通知したときは、その期間の経過をもって本契約は終了するものとする。ただし、履行中の債権債務がある場合は、履行の終了をもって本契約は終了するものとする。

（クレジットカード）

第5条 甲は、カード会社が交付し又は付与する証票その他の物又は番号、記号その他の符号（それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品もしくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証票その他の物又は番号、記号その他の符号（以下「クレジットカード」という。））を保有する会員（以下「会員」という。）について、クレジットカード納付を行う。

2 甲は、次に掲げるクレジットカードのうち、乙が指定するクレジットカードの会員が、クレジットカードを提示し、診療費等の納付を申し出た場合、本契約に従い、正当かつ適

正な商行為に則り、クレジットカード納付を行うものとする。

- (1) 乙が発行するカード
- (2) 乙が日本国内及び国外で提携する会社又は組織が発行するカード
- 3 前項第2号に定める提携関係又は加盟関係に変動が生じた場合には、前項のクレジットカード納付を行うべきクレジットカードの範囲も変動するものとする。
- 4 乙は必要に応じて、第2項のクレジットカードの範囲を追加、変更できるものとする。

(実施方法)

第6条 甲は、次に掲げる定めに従ってクレジットカード納付を行うものとし、この定め違反した場合、生じた損害について一切の責任を負うものとする。

- 2 甲が、取扱うクレジットカード納付における納入義務者の支払方法は、1回払い、分割払い、リボルビング払いとする。
- 3 甲は、納入義務者よりクレジットカードの提示を受け、診療費等のクレジットカード納付の申出があった場合は、クレジットカードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無につき当該クレジットカードが有効なものであることを確認し、乙所定の売上票にクレジットカード記載の会員番号、氏名、有効期限等を乙所定の方法により、記入し、売上日付、金額、支払方法等所定の事項を記入の上、その場で、納入義務者の署名を求め、クレジットカード記載の署名と同一であり、かつ、クレジットカード提示者がクレジットカード記載の本人であることを善良なる管理者の注意をもって確認の上、クレジットカード納付を行い、売上票の控え（会員用控え）又は売上票に記載した内容を表す書面を会員に交付するものとする。なお、甲は会員に対して売上票に乙所定の項目以外の記載を求めてはならないものとする。ただし、乙が指定する自動精算機（以下「自動精算機」という。）を使用して乙の承認を得たときは、署名の徴求及び署名確認を省略することができる。
- 4 甲は、自動精算機、CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）端末機その他のクレジットカードの有効性を審査する機器（以下「CAT端末等」という。）により、クレジットカードの有効性を確認し、乙よりクレジットカード納付の承認を得るものとする。
- 5 甲は、故障又はインターネット光回線障害その他の理由でCAT端末等の使用ができない場合には、売上票記載内容その他の乙が指定する事項を乙に連絡して信用確認を行い、乙がクレジットカード納付を認めたものについて、乙指定の承認番号を売上票に記載の上、クレジットカード納付を行うものとする。
- 6 甲は、クレジットカード又は売上票が汚損又は破損し、記載事項が不鮮明なものは取扱いできないものとする。また、売上票の金額訂正はできないものとする。
- 7 甲は、乙があらかじめ承認した病院その他の施設以外にてクレジットカード納付を行うことができないものとする。

(クレジットカードの取扱い)

- 第7条 甲は、乙から特定のクレジットカードを無効とする旨の通告を受けた場合、その通告によって無効とされたクレジットカード提示者に対して、クレジットカード納付を拒絶し、直ちにその旨を乙に通告し、乙の指示を受けるものとする。
- 2 甲は、明らかに偽造、変造、模造その他違法に作成されたものと判断できるクレジットカード、もしくは汚損されたクレジットカードを提示された場合には、クレジットカード提示者に対して、クレジットカード納付を拒絶し、直ちにその旨を乙に通告し、乙の指示を受けるものとする。
- 3 甲は、本条各項に違反してクレジットカード納付を行った場合は、甲が一切の責任を負うものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

- 第8条 甲は、クレジットカード納付を行う場合、正当な理由なく他の納付方法と比較して納入義務者に不利益な取扱いをすることはできないものとする。
- 2 甲は、有効なクレジットカードを提示した納入義務者に対し、正当な理由なく、その取扱いを拒絶し、又は直接納入義務者に対し、その診療費等を請求し、又は納入義務者から受領できないものとする。

(クレジットカード納付の取消又は変更)

- 第9条 甲は、納入義務者からクレジットカード納付について、取消、変更等の申出があり、甲がこれを受ける場合には、直ちに乙所定の方法にて取消を行い、乙所定の売上票に必要事項を記載して、乙宛に提出するものとする。
- 2 乙は、前項による売上票を甲より受領したときは、直ちに甲に対して当該売上票に係る乙が甲に納付する収入金（以下「収入金」という。）の払込みを停止するものとする。また、当該収入金が乙より甲に払込済みの場合は、甲は乙に対して当該収入金を返納するものとする。

(適正なクレジットカード納付の実施)

- 第10条 甲は、売上票に二重記載、金額の分割記載、過去の売掛金精算のための記載及び不実記載をしてはならない。また、第6条及び第7条に違反したクレジットカード納付その他の不正なクレジットカード納付をしてはならない。ただし、診療等を行った日以降に納入義務者から過去の診療費等（法令等の定めるところにより甲から診療費等の請求書等が発行済みのものに限る。）のクレジットカード納付の申出があったときは、前文の過去の売掛金（甲において未収金として管理している診療費等）精算のための記載とみなされないものとする。

(医療サービスの瑕疵・会員のカード利用否認)

第11条 甲は、カード決済の対象となる医療サービスにつき、①その全部又は一部の提供がない場合、②瑕疵があった場合、③会員から自己のカード利用によるものではない旨の申し出があった場合、④カード決済の方法、広告方法、医療サービスの提供方法、その他の事由により会員から苦情、要請、相談等があった場合、⑤これらにより会員との間で紛議等が生じた場合には、甲の責任において、対処、解決にあたるものとする。また、甲は、会員からの苦情・紛議の処理業務の適正を確保するために体制を整備しなければならないものとする。

2 前項の場合において、会員又はカード会社等が乙に対するカード利用代金の支払いを拒んだ場合もしくは会員又はカード会社等の乙に対する当該支払いが滞った場合、当該カード決済代金の甲に対する支払いは以下のとおりとする。

(1) 当該カード決済代金が支払前の場合、乙は、当該カード決済代金の支払いを留保できるものとする。

(2) 当該カード決済代金が支払済の場合、甲は、乙から請求あり次第直ちに当該カード決済代金相当額を返還するものとする。

(3) 乙が甲に通知した日から2ヶ月以内に前項の紛議等が解消した場合、乙は、甲に当該カード決済代金を支払うものとする。

3 甲は、第1項の紛議等の解決にあたり、乙の事前の承諾なく、当該会員に対して医療サービスの代金又は対価を直接返還しないものとします。これに反したことにより生じる一切の責任は甲の責任とする。

(支払停止の抗弁)

第12条 会員がカード会社等からのカード利用代金の請求に対し、支払停止の抗弁を申し出たことが判明したときは、乙は、甲にその旨を通知するものとし、甲は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとする。

2 前項に該当する場合、当該代金の甲に対する支払いは第11条第2項を準用します。

3 第1項の抗弁事由の解消に際しては、第11条第3項を準用する。

(請求)

第13条 甲は、クレジットカード納付に係る売上票を売上集計表に添付して、クレジットカード納付を行った日から原則として60日以内に乙宛に提出するものとする。

2 本契約は、別表に定める締切日までに前項の売上集計表及び売上票が、乙に到着した債権について、当該締切日に会員に求償権が発生するものとする。ただし、乙が特別に認めた場合はこの限りではない。

3 乙は、甲が提出した売上票について、次の各号の一に該当したときは、甲が一切の責任を負うものとし、収入金の払込みを留保できるものとする。また、当該収入金が既に払込

済みの場合は、甲は乙に対して直ちに返納するものとする。

- (1) 乙が、会員から、請求遅延（甲が第1項の提出期限を過ぎて乙に売上票を提出したことに起因する場合に限る。(2)、(3)においても同じ。）その他正当な理由によって支払いを得られない場合
 - (2) 第5条第2項第2号に定める会社及び組織が、請求遅延その他正当な理由により乙からの売上請求に異議を唱えた場合
 - (3) 第5条第2項第2号に定める会社が、当該会社の会員から、請求遅延その他正当な理由により支払いを得られない場合
 - (4) 乙が指定したクレジットカード以外のクレジットカードにより、クレジットカード納付を行い、乙宛に売上請求をした場合
 - (5) 売上票等が正当なものでないとき、又は売上票等の記載内容に不実不備がある場合
 - (6) 第6条、第7条等に反して信用販売を行った場合
 - (7) 原因となる信用販売に関し、第11条第1項の苦情、紛議等については甲もしくは会員又はカード会社等から乙が通知を受けた日から、また第12条の抗弁事由については乙から甲が通知を受けた日から2ヶ月を経過しても解決しない場合
 - (8) 会員が医療サービスの提供に係わる契約を解約したにもかかわらず、第9条に定める手続きを行わない場合
 - (9) 甲の事情により、会員に対する医療サービスの引渡し、提供が困難になったとき
 - (10) 甲が第42条に定める調査、報告、資料の提出又は協力をしない場合
 - (11) 甲から提出された売上票等・売上請求に疑義があることを理由として第42条に定める調査が開始された場合において、当該調査開始日から30日が経過してもなお当該疑義が解消しない場合
 - (12) 第4条又は第48条により本契約が終了した日以降にカード決済されたものである場合
 - (13) その他、カード決済が本契約等のいずれかに違反して行われていることが判明した場合
- 4 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が解消するまでの間、カード決済代金その他乙が甲に支払うべき金額の全部又は一部の支払いを留保することができるものとする。
- (1) 乙が甲から提出された売上票等・売上請求に疑義がありと判断した場合
 - (2) 甲が第48条3項各号に掲げる事由に該当したとき又は該当するおそれがあると乙が認めた場合
 - (3) 乙が、売上票等又は売上票等に係るカード決済について前項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがあると認めた場合
 - (4) 甲が、乙との本契約以外の加盟店契約についてその支払留保事由に該当した場合
- 5 前項の支払留保後に当該留保事由が解消し、乙が当該留保金の全部又は一部の支払い

を相当と認めた場合には、乙は、甲に対し当該相当と認めた金額を支払うものとする。なお、この場合、乙は、甲に対し、遅延損害金、損害賠償金等一切の支払義務を負わないものとし、甲は、これらを乙に請求しないものとする。

(収入金の払込み)

第14条 乙は、収入金を、毎月末日に締切、翌月末日に甲指定の金融機関口座へ払込むものとする。ただし、払込日が金融機関休業日の場合は、前営業日を払込みの締切日とすることができる。

2 乙は、前項の払込みを第三者に委託できるものとする。

(履行届書の提出)

第15条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「履行届書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第16条 甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について、乙の立会いを求めて、検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、乙の立会いを得ずにこれを行うことができる。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む）の検査及び前項の補正に要する費用はすべて乙の負担とする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第17条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき当該履行期間のクレジットカード取扱予定額に手数料率を乗じた金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する代金の額を当該履行期間のクレジットカード取扱予定額に手数料率を乗じた金額から控除した額とする。

3 第1項の違約金は、手数料の支払時に当該履行期間のクレジットカード取扱予定額に手数料率を乗じた金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないとき

は、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(収入金の払込みの取消)

第18条 乙は、甲が次の各号の一に該当したときは、甲に対する収入金の払込みを、取消又は、甲から乙に対する返納金又はその他の損害賠償義務の有無の範囲が確定されるまでの間、留保することができる。

- (1) 重大な過失もしくは背信行為があったとき
- (2) 乙が、甲から提出された売上票に疑義ありと判断したとき
- (3) 第6条第4項及び第5項に反して、乙の承認を得ずにクレジットカード納付を行ったとき
- (4) 本契約に違反していることが判明したとき
- (5) その他甲の信用状態が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(クレジットカード納付に関する紛議)

第19条 甲は、納入義務者との間に診療行為、内容等を原因とする紛議並びに第48条第2項に定める契約の解除に伴うクレジットカード納付の中止を原因とする紛議等がある場合は、甲の責任において処理し、乙に一切の迷惑をかけないものとする。

2 甲は、前項の紛議等が原因で納入義務者が乙に対する支払いが滞った場合には、甲は乙に対して直ちに現金により、既に乙から甲に払込まれた支払済みの当該収入金を返納するものとする。ただし、乙が特に認めたときは、第9条に従った取扱いをすることができる。

(加盟店標識の掲示等)

第20条 甲は、病院内の見やすい場所等に乙の指定する加盟店標識を掲げるものとする。

2 本契約が解約又は解除となった場合は、直ちに甲の負担において加盟店標識を取り外すとともに、乙から提供又は貸与されているクレジットカード納付に関する用具、CAT端末等について、乙の指示に従って処理しなければならない。

(甲乙の相互協力)

第21条 乙は、甲の行うクレジットカード納付の利便性向上、適正な運用、業務効率化等について協力、支援を行うものとする。

2 乙は、甲の職員及び甲が業務委託する者等に対して、クレジットカード納付に関する教育及び研修を実施するものとする。

3 乙は、クレジットカード納付についての情報、資料、機器等を甲に提供又は貸与するものとする。

4 乙は、甲の医療情報システム及び自動精算機について、クレジットカード納付に関する技術的助言、指導を行うものとする。

5 甲は、乙のクレジットカード納付に係る調査等に協力するものとする。

(運用支援)

第22条 乙は、甲の行うクレジットカード納付の運用について、甲の職員及び甲が業務受託する者等からの疑義及び事故発生時等の問い合わせに24時間365日対応できる体制を取るものとする。

(手数料)

第23条 甲は、クレジットカード納付に係る手数料について、売上票記載の金額に対して〇.〇〇〇%を乗じた額を支払うものとする。ただし、円未満の端数が生じたときは、切り捨てとする。

(手数料の支払)

第24条 甲は、第14条に規定する収入金の払い込みの際に、乙がその収入金から手数料額を差し引く方法により、手数料を支払うものとする。

(契約保証金)

第25条 新潟市民病院契約規程の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第34条により契約保証金は免除する。

(権利の譲渡の禁止)

第26条 甲及び乙は、本契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡、承継又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲乙相手方の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

2 甲及び乙は、前項ただし書に基づき相手方に承諾を求める場合は、譲渡の理由、譲渡の内容、そこに含まれる情報、譲渡先等を文書で提出しなければならない。

(業務責任者等の指定及び通知)

第27条 甲及び乙は、乙が本契約の履行に着手する前に、本業務の指揮監督を行う部署及び職員（以下「業務責任者」という。）及び本業務の実施に関して連絡及び調整を行う窓口となる部署及び職員（以下「主任担当者」という。）をそれぞれ定め、書面により相手方に通知するものとする。業務責任者及び主任担当者を変更したときも同様とする。

(届出事項)

第28条 乙は、本契約の履行に着手する前に、本業務を行う業務体制を、甲に書面により提出し、業務を行う部署及び連絡先を明確にしなければならない。部署及び連絡先に変更があった場合も同様とする。

2 甲は、乙に対して乙所定の事項を、乙所定の方法により事前に提出しなければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。

3 甲は、前項の届出事項を行わないことにより、乙からの通知又は送付書類、収入金その他延着又は不着となっても、異議を問わないものとする。

(加盟店情報)

第29条 甲は、本契約に基づくクレジットカード納付に関して生じた甲及びその代表者に関する客観的事実を、乙が乙の加盟する加盟店情報機関に登録すること及び他のクレジットカード会社等に通知することをあらかじめ承諾するものとする。

2 甲は、本契約に基づく取扱いに関して、乙が他から甲に関する情報を入手利用することをあらかじめ承諾するものとする。

3 甲は、乙が甲の業務内容、会員の利用状況等について調査の協力又は報告を求めたときは、その調査に協力するものとし、求めた日から30日以内に資料等を添付の上、書面により協力するものとする。

(秘密の保持)

第30条 甲及び乙は、本契約の実施上知り得た情報を本契約の目的外に、第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。本契約の終了後も同様とする。

2 甲及び乙は、本契約を実施する甲及び乙の従事者、甲が業務委託する者等その他の者と前項の義務を遵守させるための秘密保持契約を締結するなど必要な処置を講ずるものとする。

(秘密情報の管理責任)

第31条 甲は、秘密情報を万全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、乙の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示又は漏洩してはならないものとする。また、秘密情報をカード決済を行う目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第速やかに甲の責任のもとに当該秘密情報を破棄又は消去等しなければならない。なお、甲は、カードの完全な磁気ストライプデータ（ICチップから読み出した磁気ストライプイメージを含む）・暗証番号・セキュリティコードについては、たとえ暗号化したとしても、一切保管してはならないものとする。

2 甲は、自らの責任において、秘密情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないよう必要な措置を講じて保管、管理するものとする。また、乙は、甲に対して秘密情報の管理に必要な情報セキュリティ基準を別途指定することができ、この場合、甲は、乙が指

定した基準を遵守するものとする。

- 3 甲は、本条の内容を遵守するために内部規程の整備、従業員教育、監督その他の必要な措置をとるものとする。
- 4 甲は、秘密情報が第三者に提供・開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、又は事故が生じた可能性がある場合、甲の故意、過失の有無にかかわらず、直ちにその旨を乙に報告するものとする。
- 5 乙は、甲に前項の事故が生じたと判断する合理的な理由がある場合、甲に対して事故事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、甲は、これに応じるものとする。
- 6 甲は、第4項の事故が生じた場合、その原因を詳細に調査のうえ、当該調査結果を直ちに乙に報告するとともに被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるものとする。なお、甲は、その調査を自らの負担にて行うものとし、乙が必要と認める場合には、乙は、事故の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、甲は、選定された会社等による調査を行うものとする。また、策定した被害拡大の防止策及び再発防止策は直ちに実施するものとし、その被害拡大の防止策及び再発防止策の内容を遅滞なく乙に書面にて通知するものとする。乙が別途被害拡大の防止策及び再発防止策を策定し、甲に実施を求めた場合は、甲は、その内容を遵守するものとする。
- 7 甲の責に帰すべき事由により、第4項の事故が生じ、その結果、会員、乙、カード会社等又はその他の第三者に損害が生じた場合、甲は、当該損害につき賠償する義務を負うものとする。なお、当該損害の範囲には、次の各号に掲げるものが含まれ、かつ、これらに限定されないものとする。
 - (1) カードの再発行に関わる費用
 - (2) 不正使用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用
 - (3) カードの不正使用による損害額
 - (4) 当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害金。以下同じ。）として、提携会社から乙が請求を受けた費用
 - (5) 当該事故に関する損害賠償・違約金・制裁金等として、カード会社等又はその他の第三者から乙が請求を受けた費用
- 8 本条の規定は、本契約の終了後においても効力を有するものとする。

(複写、複製及び目的外使用の禁止)

第32条 甲及び乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述により特定の個人が識別することができるもの、及びその情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別できるもの、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）及び本契約に係る一切の情報を本契約の目的外

に複写、複製又は使用してはならない。

ただし、個人情報にあっては、当該個人の同意を得た場合は当該同意の範囲内において使用することができる。

(情報の適正な管理)

第33条 甲及び乙は、本契約に係る一切の情報の管理にあっては、漏洩、紛失、滅失、棄損及び不正アクセス等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(個人情報の保護)

第34条 甲及び乙は、本契約の履行にあたり、個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

(情報セキュリティポリシーの内容の遵守)

第35条 甲及び乙は、本契約を遂行するにあたり、新潟市情報セキュリティポリシー及び新潟市民病院医療情報セキュリティポリシーの内容を遵守しなければならない。

(資料等の提供、管理及び返還)

第36条 甲は、乙に対し、本契約に必要な資料及び機器等（以下「資料等」という。）の提供について、乙から申請があり次第速やかにその是非を検討し、結果を乙に知らせなければならない。甲は、提供が可能な場合は、速やかに乙に無償で貸与及び開示等を行う。

2 乙は、資料等の貸与をうけた場合は、遅滞なく甲に借用書を提出しなければならない。

3 乙は、資料等の授受、処理、保管、その他管理にあっては、漏洩、紛失、滅失、棄損、不正なアクセスや改ざん等を防止し、適正に管理しなければならない。

4 乙は、資料等を本契約の目的以外に複写又は複製してはならない。また、甲の事前の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。更に、甲から提供された資料等を本契約の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

5 乙が、本契約での使用を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、乙は本契約に用いた資料等を甲の請求に応じて可能な範囲で速やかに甲に返還しなければならない。

(事故等の報告)

第37条 甲及び乙は、本契約の実施に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を相手方に報告し、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

(作業の進捗状況の報告等)

第38条 乙は、甲からの指示がある場合には、受託した本契約の進捗状況及び実績時間等について、甲が求める時期、内容で、書面等により報告しなければならない。

2 乙は、甲からの指示がある場合には、打ち合せ会議を開催しなければならない。

(甲の検査監督権)

第39条 甲は、契約期間中必要があると認める場合は、乙の承諾を得た上で、乙の作業現場の現地調査を含めた乙の作業に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。ただし、甲のクレジットカード納付に関する作業及び情報に限るものとする。

2 乙は、甲から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合は、それらの要求及び指示に従わなければならない。

(乙の検査監督権)

第40条 乙は、甲が行うクレジットカード納付について、作業方法等が本契約に基づく取扱いとして不相当と判断したときには、甲に対して作業の変更、改善を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により、甲が作業の変更、改善が行われるまでの間、クレジットカード納付の取扱いを中止することができる。

(損害賠償)

第41条 甲及び乙は、それぞれがその責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、損害賠償請求をすることができる。

(調査・報告・協力)

第42条 甲は、乙が甲に対して会員のカードの利用状況、カード決済の内容・方法・売上票等・売上請求の内容等、乙が必要と認めた事項に関して調査、報告、資料の提出を求めた場合は、速やかに応じるものとする。

2 甲は、盗難・紛失、偽造・変造されたカードによるカード決済、カードの不正使用又はこれに起因するカード決済に係る被害が発生し、乙が甲に対し所轄の警察署へ当該カード決済に係る被害届の提出を要請した場合はこれに協力するものとする。また、乙がカードの不正使用防止等について協力を求めた場合は、これに協力するものとする。

(第三者損害)

第43条 甲及び乙は、本契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合、その他本契約の履行について第三者との間に紛争が生じた場合には、甲乙

協議の上、その処理解決にあたるものとする。

(甲の契約解除権)

第44条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
 - (2) 履行期限までに契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合
 - (3) 正当な事由がないのに定められた期日までに契約の履行に着手しない場合
 - (4) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
 - (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
 - (6) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
 - (7) 役員等（乙が法人である場合はその役員又はその支店もしくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
 - (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (9) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - (11) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
 - (12) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかった場合
 - (13) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 甲は、前項の規定によるほか、やむを得ない事情があるときは、契約を解除することができる。

- 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第45条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。)
 - (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(解除に伴う措置)

第46条 甲が第44条第1項及び第45条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は、当該履行期間のクレジットカード取扱予定額に手数料率を乗じた金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。なお、この委託業務が完了した後も同様とする。

- 2 前項の場合において、本契約の締結にあたり契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第47条 乙は、この契約に関して第45条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、当該履行期間のクレジットカード取扱予定額に手数料率を乗じた金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この委託業務が完了した後も同様とする。

- (1) 第45条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為

が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

- (2) 第45条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない

(乙の契約解除権)

第48条 乙は、甲の責に帰すべき理由により、契約の履行をすることができなくなったときは、契約の変更、もしくは中止、又は解除を申し出ることができる。天災その他避けることのできない特別な理由により、契約を履行できなくなった場合も同様とする。

- 2 乙は、甲が本契約に違反し、相当期間を定めて改善の要求、催促をしたにも関わらずこれを是正しない場合には、本契約を解除し、この違反により被った損害を賠償できるものとする。
- 3 甲が、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、甲に対し、通知、催告することなく、直ちに本契約を解除できるものとする。なお、この場合において、乙に損害（提携会社から課される損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害）が生じたときは、本契約終了後といえども当該損害を賠償するものとする。
 - (1) 加盟店申込書の記載事項又は第28条各項の届出事項を偽って記載又は届出したことが判明したとき。
 - (2) 他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて、カード決済制度を悪用していると乙が判断したとき。
 - (3) 営業又は業態が公序良俗に反すると乙が判断したとき。
 - (4) 甲又は甲の代表者自らが振り出しもしくは引受けた手形・小切手が不渡りになったとき、又は支払停止もしくは支払不能となったとき。
 - (5) 差押、仮差押、仮処分申立てもしくはその命令又は滞納処分を受けたとき。
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき又は私的整理、合併によらず解散もしくは営業の廃止をしたとき。
 - (7) 甲又は甲の代表者もしくは甲の従業員、その他甲の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき。又は行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、乙が本契約の解除が相当と判断したとき。

- (8) 監督官庁から営業の停止又は許認可等の取消の処分を受けたとき。
- (9) 甲又は甲の代表者の信用状態に重大な変化が生じたとき乙が認めたとき。
- (10) 第13条等に反し、乙に対する債務の履行を遅滞し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該債務の履行をしないとき。
- (11) 第26条に反し、甲の地位を第三者に譲渡する行為を行ったとき。
- (12) 会員からの苦情、他のカード会社等からの情報、乙が加盟する加盟店情報機関の登録情報など、外部から得た情報をもとに、乙が加盟店として不適当と認めたとき。
- (13) 乙に届出たカード取扱施設が所在地に実在しないとき、又は乙に届出た電話番号にて乙からの連絡ができないとき。
- (14) 甲から提出された売上票等又は取消伝票等の成立に疑義があり、乙が加盟店として不適当と認めたとき。
- (15) 甲が取扱ったカード決済について、無効、紛失、盗難、偽造カードによるもの、又はカード名義人以外の第三者によるカード利用によるものの割合が高いとき乙が認めたとき。
- (16) 甲が取扱ったカード決済について、会員の換金目的によるカード利用の割合が高いとき乙が判断したとき、又は会員のカード利用が換金目的であることが明らかである場合に、甲がその換金行為に加担するなど、不適切なカード決済を行っているとき乙が判断したとき。
- (17) 甲の故意、過失の有無にかかわらず、第31条の秘密情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたとき乙が判断したとき。
- (18) 甲又は甲の代表者が、乙との他の契約において、当該契約に基づく乙に対する債務の履行を遅滞し、期限の利益を喪失したとき。
- (19) 乙との本契約以外の他の契約について、その契約解除事由に該当したとき。
- (20) その他甲が本契約等に違反したとき。

(危険負担)

第49条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(天災による履行不能)

第50条 天災その他避けることのできない特別な理由により、契約履行上損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定めるものとする。

(契約終了後の申込誘引行為等の中止)

第51条 甲は、本契約を終了したときは、直ちに本契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止し、契約終了時点で乙に対する承認請求を行っていないものについては、当該納入義務者に対して本契約に基づくクレジットカード納付を中止した旨を告知しなければならないものとする。

(履行期限の延長)

第52条 乙は、災害その他の、乙の責めに帰することができない事由により甲の指定する日までにその義務を履行できないときは、速やかに理由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙が前項に規定する事由以外の事由により履行期限内に履行することができないときは、履行遅延の事由及び履行可能な期限等を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上履行期限の延長を定めるものとする。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第53条 乙は、本契約の履行にあたり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げる妨害をいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲へ報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことにより本契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(契約内容の変更等)

第54条 本契約及び今後締結される本契約の変更は、両当事者の権限ある代表者又は代理人が記名押印した書面によってのみ変更することができる。

2 甲及び乙において、仕様の変更を行う必要が生じた場合は、相手方に遅滞なく連絡し、甲乙協議の上、仕様を変更することができるものとする。

(費用の負担)

第55条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第56条 本契約に係る訴訟は、甲の本庁所在地又は乙の本社所在地を管轄とする裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第57条 本契約に関わる準拠法はすべて日本法が適用されるものとする。

(法令の遵守)

第58条 この契約の履行に関して、甲及び乙は、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成27年新潟市条例第49号）その他関係法令を遵守するものとする。なお、乙は、関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(疑義等の決定)

第59条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第60条 甲及び乙は、甲、乙及びその各代表者、甲、乙の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとする。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動等標榜ゴロとは社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

- (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
- 2 甲が前項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると乙が認めた場合、乙は、直ちに本契約書を解除できるものとし、かつ、その場合乙及びカード会社に生じた損害を甲が賠償するものとする。又、この場合、前条第2項の規定を準用するものとする。
- 3 甲が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、又はその疑いがあると乙が認めた場合には、乙は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、収入金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
- 4 乙は、甲が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約書に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、甲は、乙が再開を認めるまでの間、カード決済を行うことができないものとする。
- 5 乙が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると甲が認めた場合、甲は、直ちに本契約書を解除できるものとし、かつ、その場合、甲に生じた損害を乙が賠償するものとする。又、この場合、前条第2項の規定を準用するものとする。
- 6 乙が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、又はその疑いがあると甲が認めた場合には、甲は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、手数料の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、甲は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
- 7 甲は、乙が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約書に基づくカード決済を一時的に停止することができ、この処置を行った場合には、甲が再開を認めるまでの間、カード決済を行なわないものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年9月4日

甲 新潟市中央区鐘木463番地7
新潟市民病院
新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

乙

別表

クレジット カード納付の 方法	取扱期間 (※1)	取扱いの 締切日	収入金の 払込日 (※2)	履行届書 の提出締 切日 (※3)
①1回払い ②分割払い ③リボルビング 払い	月初日か ら月末日	月末日	取扱い締 切日の翌 月末日	収入金の 払込日か ら1週間 以内

※1 売上集計表及び売上票は締切日到着分をもって締め切るものとする。

※2 払込日が金融機関休業日の場合は、前営業日を払込みの締切日とする。

※3 締切日が休日の場合は、前営業日とする。

新潟市民病院診療費クレジットカード納付に伴う 指定納付受託業務仕様書

新潟市民病院（以下「甲」という。）での、新潟市病院事業使用料及び手数料条例、及び施行規程その他の例規等で定めるもの（以下「診療費等」という。）の納付を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定に基づく指定納付受託者により行うこと（以下「クレジットカード納付」という。）について、本仕様書に基づき履行するものとする。

1 目的

甲における診療費等のクレジットカード納付について、本仕様に基づき甲と契約を締結する指定納付受託者（以下「乙」という。）が患者等の納入義務者の委託を受けて甲へ納付することを目的とする。

2 実施場所

- (1) 施設名 新潟市民病院
- (2) 所在地 新潟市中央区鐘木463番地7

3 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行期間 令和7年11月24日から令和8年3月31日まで

5 加盟店契約料 無料

6 対象

本仕様に基づく契約におけるクレジットカード納付ができる歳入は、診療費等を対象とする。

7 取扱いクレジットカードブランド

病院のクレジットカード納付において使用出来るクレジットカードのブランドは、VISAカード、MasterCardが取り扱い可能であることとする。

ただし、契約書第5条第3項及び第4項に基づいて追加、変更することができる。

8 実施内容

- (1) 乙は、クレジットカードの利用金額の全額から、クレジットカードの利用金額に本契約に定める手数料率〇.〇〇〇%を乗じて得た額の加盟店手数料（手数料率を乗じて

発生した1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。)を差し引いた金額を、甲のあらかじめ指定した金融機関口座(以下「指定口座」という。)に振り込むこと。なお、振り込み時に発生する手数料は乙の負担とする。

(2) 前号の振り込みに当たっては、各月の末日を締日とするものとし、乙は甲に、翌月の末日(金融機関の休業日の場合は前営業日)までに、指定口座に振り込み、日ごとのクレジットカードの利用金額(売上額)、利用件数及び手数料額がわかる明細を作成し甲に提出すること。

(3) 納入義務者の支払方法は1回払い、分割払い、リボルビング払いとする。

9 履行届書の提出

乙は、第8項で規定する振り込みの日から1週間以内に、本業務の成果に関する報告書(以下「履行届書」という。)を甲に提出しなければならない。なお、提出締切日が休日の場合は前営業日までに提出すること。

10 検査

甲は、履行届書を受領したときは、業務の成果について検査を行うものとする。甲が必要と認めるときは、検査に乙を立ち合わせることができるものとする。

11 クレジットカード納付に使用する端末機等の設置及び仕様

(1) 導入台数・設置場所

ア 自動精算機5台 グローリー社製F F H-710
(医事課4台、急患外来1台)

イ 端末機3台 パナソニックコネク社製J T-V T10/J T-V C10
(医事課総合受付2台、急患外来受付兼入退院受付1台)

(2) 自動精算機及び端末機は、暗証番号入力を必要とする。ただし、自動精算機でタッチ決済をする場合は、暗証番号入力を不要とする。

(3) 乙は、甲が別途契約するクレジットカードブランドを取り扱う業者(以下「幹事業者」という。)が設置する端末機を使用すること。運用にあたり、幹事業者と協議し、業務に支障のないよう調整を図ること。

12 業務責任者等の指定及び通知

甲及び乙は、乙が本契約の履行に着手する前に、本業務の指揮監督を行う部署及び職員(以下「業務責任者」という。)及び本業務の実施に関して連絡及び調整を行う窓口となる部署及び職員(以下「主任担当者」という。)をそれぞれ定め、書面により相手方に通知するものとする。業務責任者及び主任担当者を変更したときも同様とする。

1.3 業務体制等の届出

- (1) 乙は、本契約の履行に着手する前に、本業務を行う業務体制を、甲に書面により提出し、業務を行う部署及び連絡先を明確にしなければならない。部署及び連絡先に変更があった場合も同様とする。
- (2) 甲は、乙に対して乙所定の事項を、乙所定の方法により事前に提出しなければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。

1.4 第三者への委託

- (1) 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。
- (2) 乙は、甲が本契約に係る業務の一部を、本契約外の第三者に委託することを承認するものとする。

1.5 利用広告

- (1) 本契約に係る業務の開始に当たっては、乙は、自らの負担により、クレジットカード利用者向けの案内標識等を適宜用意すること。
- (2) 乙は、甲におけるクレジットカードの利用取扱いについて、新聞等のマスコミに対して通知、広告掲載等を行う場合は、事前に甲の承認を得ること。

1.6 書類等の検査

甲は、業務に関する証拠書類その他関係書類を検査することができる。また、甲の請求があった場合、乙は検査に必要な書類を甲に提出しなければならない。

1.7 業務準備

クレジットカード納付を行うにあたって、乙は事前に甲の職員及び甲が業務委託する者等の間で、納付業務及び自動精算機の設定等のクレジットカード納付に必要な事項に関して、詳細な検討及び調整を行うものとする。

1.8 教育研修

乙は、クレジットカード納付を行うにあたって、甲の要請により、甲の職員及び甲が業務委託する者等に対して、クレジットカード納付に必要な端末機の操作指導等の教育・研修を行うものとする。

1.9 運用支援

乙は、甲の行うクレジットカード納付の運用について、甲の職員及び甲が業務委託する者等からの疑義及び事故発生時等の問い合わせに24時間365日対応できる体制を取

るものとする。

20 個人情報の保護

乙は、業務上知り得た個人情報について、別記「個人情報取扱特記事項」により取扱うこととする。

21 情報セキュリティポリシーの内容の遵守

甲及び乙は、本契約を遂行するにあたり、新潟市情報セキュリティポリシー及び新潟市民病院医療情報セキュリティポリシーの内容を遵守しなければならない。

22 その他

- (1) 乙の定める加盟店規約は、本仕様書とその内容を異にする事項については効力を有しないものとする。
- (2) 本仕様書及び加盟店規約に定めのない事項並びに疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定することとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務を実施するにあたって知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、業務を実施するにあたって個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、業務を実施するにあたって知り得た個人情報の漏洩、紛失、滅失、毀損、改ざん及び不正アクセスの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務を実施するにあたって知ることのできた個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の持ち出し)

第7条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の書面による承諾なしに病院外に持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡され、又は、乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第10条 乙は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙が業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第12条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第13条 甲は、乙が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。